

団体登録について

【市内登録団体の要件】

3人以上の会員を有する団体であること。

- ① 会員の過半数が多摩市民(在住・在勤・在学)であること。
- ② 代表者が成人の多摩市民(在住・在勤・在学)であること。
- ③ 会員全員が同一家族でないこと。(3名で登録の場合1名は家族以外)

【市外登録団体】

上記②③の市内在住等の要件を満たさない場合でも市外団体として登録いただけます。
市内団体とのちがいは以下の2点です

- ① 貸室・備品料金は市内団体の倍額です。
- ② 予約できるのは利用日の2か月前同日の3日後からになります。

【障がい者個人】

- ① 多摩市民であること
- ② 障がい者手帳又はミライロIDを有すること

※ミライロIDとは障がいのある人に向けたスマホ用アプリによるデジタル障がい者手帳です。

【団体登録上の注意】

- (1) 営利目的の団体の登録はお断りしています。
指導者や講師が「謝礼」をとる「教室」に類する団体
会費が一定金額を超す団体
- (2) 会員の過半数が生徒・学童として減免団体の登録をしながら実際の集まりは大人だけが参加するような活動はできません。
たとえば少年サッカーの団体として登録しているが、親同士の懇親会を行うような場合には「サッカー父母の会」として別途登録して下さい。
- (3) 貸室を回数制限を超えて、あるいは抽選の確率をあげるためなどの目的で、ほとんど同じメンバーで類似の団体を登録することはお断りします。

- (4) 年度毎に更新手続きが必要です。登録有効期間は年度末(3月末)までです。他館登録団体は登録館でお手続きください。

使用料の減額について

団体登録時に申請し市に承認されれば使用料が半額に減額されます(市外団体含む)

- ① 中学生以下の児童・生徒が過半数を占める団体(貸室使用時も中学生以下の児童・生徒が過半数であることが原則)
- ② 障がい者が過半数を占める団体(多摩市障がい福祉課発行の登録証又はミライロ IDを所持する団体)
- ③ 障がい者個人

使用できない場合

- ① 企業、個人事業主などが専ら営利を目的として使用するとき
- ② 専ら個人あるいは家族のみで使用するとき
- ③ 18歳未満の児童・青少年のみで使用するとき
- ④ 政治活動、布教活動、宗教儀式に使用するとき
- ⑤ 葬儀、通夜等に使用するとき
- ⑥ 建物などを破損又は汚損するおそれがあると認められるとき
- ⑦ 公序良俗を害するおそれがあると認めるとき
- ⑧ 管理運営上支障があるとき
- ⑨ その他運営協議会が不相当と認めるとき

登録時にお持ちいただきたいもの

- ① 団体登録申請書
- ② 会員名簿
- ③ 登録に来られる代表者は本人確認書類、
連絡者ならば本人確認書類と代表者の本人確認書類(コピー可)
- ④ 障がい者団体は市発行の障がい者団体登録証(期限内のもの)
またはミライロ ID、障がい者個人は障がい者手帳またはミライロ ID